

# インドネシアにおける近代化と地域主義 (I)

— 南スラヴェシのケース・スタディ —

岸 幸 一

## はじめに

多民族が多数島嶼に住み一国を形成している国家の典型的なものの一つとしてのインドネシアは、1945年8月17日の独立宣言から今日にいたる21年の間、その国家的統一の遂行は困難な問題を多く内蔵している。この国家統一の完成の成否は、政治的、経済的、社会的に近代国家としてインドネシアが成立しうるかどうかという基本的な問題にかかわってくるのである。

独立以来の最高指導者であるスカルノは、今日までの政治過程を革命いまだ成らずと表現している。かれの定義する革命とは西欧の定義する革命ではなく、インドネシアが植民地的残滓をあますところなく払拭して、経済的には国民経済的構造を完成し、社会的には伝統的構造から近代的社会構造に移行して、これら諸条件の改善の上立って政治的に民族国家としての諸条件を完成する過程、特に1959年以後における政治理念に現われる「指導される民主主義」、「インドネシア社会主義」の国家の形成を指すのである。

しかしながら、現段階において、スカルノのいう革命完遂を阻止する諸条件が社会的に特に強く残っており、それが政治的に国民統合を阻害している。インドネシアがオランダの植民地となった歴史的過程においては、各島嶼に群雄割拠的に蟠踞した各部族が形成した無数の部族国家が植民地体制に組み込まれた。この過程における部族国家指

導者たちの植民地勢力に対する抵抗と妥協は19世紀後半のオランダ植民地政権を悩ました。その結果としてのオランダ植民地政権の妥協によって生まれた、分離政策による地域主義は、インドネシア民族社会に地域主義、種族主義を醸成する契機となった。このような民族社会内部における外側からの衝撃によって形成された地域主義、種族主義はさらに1905年の植民政策の変更によって促進された。すなわち、間接統治と直接統治の統治上の二重構造の社会的条件に反映した。直接統治地域においては、オランダは積極的に植民政策を反映させて、極力部族国家的要素を払拭した西欧型の地方行政制度の導入、たとえば地域単位による議会制の実施にあらわれた植民地化による行政が行なわれ、間接統治地域においては、植民地化政策の方向にありながら、伝統的支配による行政を極力残存させ、オランダ人は監督者として存在するという、この二つの型の統治様式が社会的諸条件に反映し、各種族社会における発展段階に格差が生じてきたのであった(註1)。

さらに島嶼国家としての地理的条件がからみ、海洋をへだてることによるコミュニケーションの阻害が近代国家形成の阻害要因となっている。

この植民地遺産としての二重構造は伝統的支配者において政治意識における格差としてあらわれ、それがかれらの連帯感を阻害し、近代国家形成をおくらせる原因の一つとなっている。オランダは直接統治地域においては伝統的支配者の西欧

化、藩屏化に努力を払い、間接統治地域においては伝統的支配者の西欧化を最少限にとどめ、植民地支配体制のなかで伝統的な権力構造を存続させるのであった。このことによって、伝統的支配者層の間における政治意識の格差を形成した。さらに伝統的支配者層にかぎらず大衆の間においても、西欧化への積極消極の差異によって、かれらの政治意識に高低が生じたのであった。

1945年8月17日の独立宣言以後、インドネシアの政治行動は民族主義者によって決定、実施され、伝統的支配者はこの政治行動の埒外におかれ、民族主義者政府の指導下に行動することを余儀なくされた。ジャワのジョクジャカルタのサルタン(Sultan) Hamengku Buwono 4世を例外として、伝統的支配層は一般的に民族主義者の意図する近代的民族国家の形成の努力に対して積極消極的抵抗を試みた<sup>(注2)</sup>。かれらをいかにして近代化あるいは民族国家の形成に参加させるかが、スカルノのいう「革命完成」の一つの目標であった。

この小論において、民族主義者の指導下での民族国家形成の過程において、伝統的支配者が、民族主義者の側からの近代化、民族化の強い要請をうけると同時に、自らの側からは極力伝統的なもののなかに停滞しようとする意識をもっているという、相矛盾する二つの要素が存在するインドネシアにあって、民族主義者、スカルノのいう「多様ななかの統一」(Bhinneka Tunggal Ika)と「革命」の完遂のための諸条件をさぐるために、両者を中心とした政治的・社会的変動の歴史的展開を追跡しようとするものである。それはインドネシア民族社会の国家形成の過程におけるナショナリズムとレジョナリズムの対立、modernizationとtraditionalismの相剋を解明する手がかりになるであろう。

そして問題究明の場を、現在のインドネシア社

会において伝統的な権力の意識と構造が強く残存している北スマトラのアチェ(Atjeh)と南スラヴェシのうち後者に求めた。

以下において明らかにしてみたいと考える課題は、

(1) 南スラヴェシにおいて、前植民地時代における部族国家の王(Radja—Vorst)であり、植民地時代における自治領首長(Zelfbestuuder)あるいは直轄領郡長(Regent)であり、短い日本軍占領期における首長、郡長総代でもあった伝統的権力者のRadja階級およびその藩屏としての貴族階級(Adel)が形成する支配階級と、一般庶民(Vrijen)および奴隷(Slaven—Ata)の被支配階級とが構成する階級構造が、独立後の民族国家インドネシアにおいて民族主義者の指導下に変容する過程、

(2) スカルノ体制の確立にいたる民族国家形成第1期における、旧部族国家地域のSwapradjaからDaerah Istimewaへの転化の過程での政治的社会的変容の過程、ならびに1959年以後におけるスカルノの「指導される民主主義」体制下における旧伝統的支配者の変容、

(3) さらに、以上の伝統的支配者層の変容とともに、その支配下にあったマカッサル・ブギス族民衆の政治的・社会的地位がいかに変容してきているか、特に身分的な社会構造の強いこの地域において平等化がどのように進んできたか、などである。

その結果に基づいて、島嶼国家と多民族の二重性をもつインドネシア共和国がその国民統合を完成するために克服しなければならない諸条件を明らかにしてみたい。しかしながら、これらの諸問題をすべてこの与えられた紙幅のなかで果たすことは不可能であるので、以下において、近代化と地域主義の問題を中心として、歴史的展開を主と

してとりあげることにした。

(注1) いわゆる西欧の様式への順応の一つの作用であるキリスト教伝道も、オランダ人行政との密接な関係のもとに展開され、直接統治地域にある山地異教徒種族に対する伝道は強力に展開された。

(注2) 積極的抵抗を行なった伝統的支配者の例として、西ボルネオのサルタン Hamid 2世をあげておく。この問題は、民族国家形成に対するオランダ支配下の連邦国家形成の対立であった。

## I インドネシア民族社会における 南スラヴェシ社会の位置

### 1. 民族社会の構造的多様性

300にのぼる多種族が数千の島嶼に分散居住していることによるインドネシア民族社会の構造的多様性は、近代国家としてのインドネシアの国家統合の完成に非常に重要な課題を残している。

この民族社会の構造的多様性は、研究史のうえでは明確に位置づけられている。太平洋戦争以前のインドネシア社会についての研究に指導的な役割を果たしたオランダ人の研究、また戦後の研究に新局面を開きつつあるアメリカ人の研究においてもすでに明確な定義が与えられている。

オランダ人学者は、インドネシア社会を、その組織の差異とその組織の規整力となっている法規範の差異という見地からの分類を行なっている。すなわち、法学者 C. van Vollen Hoven が Frang Boas の行なった文化領域の概念を準用して、19の法域区分を行なった。この法域区分から社会組織を分類することについてはアメリカの学者もこれを認めている。E. Adamson Haebel と A. Arthur Schiller は B. ter Haar の名著 *Beginnselen en Stelsel van het Adatrecht* の英訳 *Adat Law in Indonesia* (1948年刊) の序論において、つぎのように述べている。「オランダ慣習法学者の法域

概念は、アメリカ人類学者に非常に親しまれている文化域概念と性格的に同じものである。法域概念は文化域概念と同じ利益と陥穽をもつ」。本来異なった学問的領域に立つ法律学者と人類学者がインドネシア民族社会の類型化のために使用した異なったカテゴリーによる分類の結果が同じような結果を導きだしたわけである。Hoebel および Schiller はさらに、「またインドネシアを19の法域に区分するにあたっては、インドネシア領域内において土着民のアダット (Adat) がきびしい差異をもっていること、またアダットについてのすべての説明は地方的変異性をもっている事実を絶えず念頭におかなければならない」と述べている。かれらのいうところのアダットの地域的変異性が社会人類学的な分析における一つの基準として採りいれられているが、その立場からさらに言語、文化の多様性のほか、経済的適応性、community の形態、kinship system の形態および固有の政治構造等の観点がとりいれられている。そしてこの立場からは、インドネシアの多様な地域的変異性が三つのカテゴリーに集約されている。

### 2. インドネシア社会の3類型

社会人類学的な観点からのインドネシア社会の分析は、前述のようにオランダ慣習法学者の設定した19の慣習法圏の仮説をふまえながら、さらにそれを集約して三つの大きな類型を設定している(注3)。この仮説によると、(1)ヒンドゥ化の強い内陸水稲栽培種族地域、(2)商業的、イスラーム的な沿岸種族地域、(3)山地異教徒種族地域の三つのカテゴリーが設定されている。

この三つのカテゴリーは、インドネシア社会の多様性の基礎となる基本的な形態を概括的に、また便宜的に要約したものであるが、それぞれについてオランダ慣習法学者の設定した地域的区分に

掘りさげることによって、インドネシア社会はより明確にその多様性が把握でき、また地域的特異性が抽出できるであろう。このような方法論的な問題は別として、一応社会人類学者のたてた、インドネシア社会の3大類型についてその概要を述べ、そのなかにおけるマカッサル・ブギス族社会の特異性を明らかにしてみることにする。

(1) 第1のカテゴリーとしての「ヒンドゥ化の強い内陸水稲栽培地域」とはジャワおよびマドゥラ、バリを指すものであり、第2の「商業的、イスラーム的な沿岸種族地域」とはスマトラ、およびカリマンタンの沿岸地域に住むマラヤ人社会、および南スラヴェシのマカッサル・ブギス族の居住地域を指すものであり、第3の「山地異教徒種族地域」とはスラヴェシ中部のトラジャ族 (Tradja)、カリマンタン中部のダヤク族 (Dayak)、ハルマヘラ島住民、スマトラのガヨ、レジャン、ランボンの山地に住むいわゆる山地種族で、イスラーム化しなかった種族の居住地域をさすものである。以下この大類型について述べる。

#### (2) ヒンドゥ化の強い内陸水稲栽培地域

この地域の住民であるジャワおよびマドゥラ、バリの住民はインドネシアの全住民の3分の1を占める。かれらの村落は広い領域と稠密な人口をもち、この人口の圧力が村落を停滞的にしている。しかし、ジャワ人、バリ人は植民地時代以前において王国の歴史をもち、10世紀ごろまではインド文化の影響を受け、さらに14世紀以後イスラーム文化の影響を受け、これらを混淆したジャワ文化、バリ文化を形成した。ことにバリ農民は固有の社会機能が今日なお機能しているためにより伝統的なものを強く残存させている。これに対してジャワ農民社会にあっては、イスラーム化とその後の植民地的商業発展とのからみあったインパクトに

よって、伝統的な社会構造の強固な結合が打ち破られている。しかし西欧的あるいはアジアの先進国にみられる近代的制度には移行していない後伝統的な (post-traditional) 社会である。しかし1945年8月の独立宣言から独立闘争を経過して1950年にいたる期間におけるオランダの警察行動と共和国側のゲリラ活動は、農民社会に激しいインパクトを与えた。

#### (3) 山地異教徒種族地域

第3のカテゴリーとして規定される前述の山地諸種族は、だいたいにおいて今世紀までは外界と隔絶した生活形態をとり、それぞれ異なった生活パターンを展開している。ヒンドゥイズムにもイスラームにも洗礼されることなく、種族の多くは20世紀初頭以来のキリスト教の宣教活動の対象となった。一般に陸稲栽培あるいはサゴ、トゥモロコシ、カッサバの栽植を行なっているが、機会があると水稲栽培あるいは商品作物栽培に転換している。これらの種族においては親族的紐帯が地域的あるいは政治的な同盟よりも強い感覚をもっていたが、独立後においては山地種族の政治的グループ化があらわれている。

#### (4) 商業的イスラーム的な沿岸種族地域

最後に第2のカテゴリーについて述べると、このカテゴリーにはいる種族はイスラーム化した沿岸種族である。スマトラ、カリマンタンの沿岸地域のマラヤ人、南スラヴェシの南西半島部のマカッサル・ブギス族がこのカテゴリーにはいる。これらの種族の相互類似性のかぎは、14世紀から19世紀にかけての国際的香料貿易に参加した共通の歴史をもつことがその一点である。インドネシア群島のほとんどの港湾都市は回教徒サルタンが統治する高度に異質な分子——マラヤ人、ジャワ人、マカッサル人、ブギス人、回教徒インド人、アラ

ブ人、ポルトガル人、イギリス人、オランダ人、華僑等——が構成する社会から発展した。人種的異質性、商業活動が沿岸住民の重要な特徴になっている。イスラームとこれに結びついた文化パターン、たとえば宗教的な学習と法律(Adat)の尊重、特有の型の音楽、舞踊、文学は最も重要な統一要素である。

しかしながら、このカテゴリーにはいるマカッサル・ブギス族は類型的に他の種族にみられない特異性をもっている。以下これについて述べる。

### 3. マカッサル・ブギス族社会の構造的特質

前節の(4)において第2のカテゴリーとしてあげた沿岸イスラーム種族はTh. Pigeaud<sup>(註4)</sup>がPasisir文化と呼んだ類型の文化をもつ。この種族のなかにはいるマカッサル・ブギス族は、特異性の強い種族である。かれらの顕著な特徴としては、その社会制度としてornamentsを中心としたGaoekang(一般的な呼称で、マカッサル族はKalompowangと呼び、ブギス族はAradjangと呼ぶ)制度という特有のものをもっていることである。このGaoekangはかれらの社会の重要な精霊あるいは靈魂を象徴するものであり、またそれを代表するものと考えられているものである。このGaoekangを中心とした社会組織という点で、インドネシアの民族社会の類型としても、特異なものとしてter Haarは分類している<sup>(註5)</sup>。

このマカッサル・ブギス族社会の特異性としてあげられるのは、かれらの社会が社会階層において貴族、庶民、奴隷の基本的な階層の間に鋭い社会的差別が1905年以後においても残存し、オランダ植民地期に漸次崩壊しつつ(まず奴隷制の廃止から)、独立闘争期にいたって本格的に崩壊するにいたるという社会変動史をもつことである。

この社会の社会変動の推移については、エール

大学の東南アジア研究の開拓者であり、人類学者であり、ジャワの実態調査中にダルル・イスラム(Darul Islam)に襲われて不慮の死をとげたR. Kennedyが行なった1949~50年の実態調査<sup>(註6)</sup>、あるいはオランダ人社会学者H. Th. Chabotによる実態調査<sup>(註7)</sup>がある。この2人の学者の分析は、マカッサル・ブギス族社会の構造についての19世紀以来第2次大戦までのオランダ人慣習法学者<sup>(註8)</sup>による慣習法と慣習の側からの研究とは異なった社会人類学的分析の成果である。社会人類学者の比較的広い視野に立つ社会現象相互の関連を尊重した分析は、マカッサル・ブギス族社会の特異性をより明らかにしうと思われるので、この2人の研究成果をふまえて南スラヴェシ社会の構造的特質を述べてみたい。

南スラヴェシの民族社会は、マカッサル族とブギス族の2種族がほぼ同じ文化、言語とほとんど類似した慣習法と慣習に支配された固有の社会構造をもっている。他のインドネシアの諸種族と同様に血族集団による共同体を形成しており、親族関係はバイラテラルな同族婚的親族関係(bilateral endogame verwanten groep)と定義されている<sup>(註9)</sup>。この親族関係の成員の信仰する精神的実体は祖先であった。かれらはイスラームでありながら、このような祖先崇拝を残存していることが、この種族の特異性の一つである。ジャワ人におけるアニミズム的信仰とイスラーム信仰、ヒンドゥイズムとイスラームの統合におけるような、イスラーム教徒としては異端的な形態が残っている。

またかれらの物質的象徴として石あるいは伝来の宝物のような物体を信仰の対象としていることも特異性の一つである。このような物体を所有することによって有力な魔術的な力が与えられるとされることを、オランダ人の学者はornamentある

いは fetisj (呪物) と呼んだ。これらの物体信仰を中心とした共同体の社会が組織されていることが特異性の一つである。

一つの親族集団が有力であり他の集団より高い地位をもつものであればあるほど、その神聖な ornaments の力は強いといわれるように、この有力な親族集団が共同体の指導的な地位についているのである。これについて、H. Geertz は「地方の王あるいは侯のような親族集団の長——特に高位で有力な親族集団の長——とその所有する神聖な ornaments は全地域の民衆によって崇拝されたのである。今日のマカッサル・プギス族社会においてみられる一村落内での指導的家族とその他の村民との関係は過去において王族と家来の間にあった遺制である。このような ornaments をめぐる共同体内の結合関係は他のインドネシアの種族よりも顕著に残存していたのである」と述べている<sup>(注10)</sup>。

この Geertz の説明にあるように、南スラヴェシにおける民族社会が他の種族のそれに比して特異的であることは、他面において、より原型的なものに近いことを意味すると考えられよう。この親族集団形成のバイラテラルな任意的な基礎、親族関係と身分可動性 (status mobility) の間の独特な結びつき、および指導者に対する追従者の個人的な愛着は、南スラヴェシにおける伝統的な社会構造の fractionating と lability の高い傾向をだいたいにおいて説明している。

マカッサル・プギス族の種族社会の特異性の一つとしてあげなければならないのは、前述の ornaments をめぐる信仰とイスラーム的信仰とが、この種族社会において併存の状態にあることである。C. Geertz <sup>(注11)</sup> が指摘するジャバにおけるアニミズムとイスラームの混淆の形態より明確にその併存状態が残っている。ornaments をめぐる精霊信

仰的な儀式が残存し、これをつかさどる Bissu あるいは Pinati とよばれる非イスラーム僧が村落内に、また郡内にいるのである。これらのアニミズム的な信仰の僧侶に対して、共同体における世俗的なヒエラルヒー、さらにイスラームの側におけるヒエラルヒーの三者鼎立的存在は、パシシル文化のにない手である沿岸種族のなかで、マカッサル・プギス族のもつ特性である。

さらにマカッサル・プギス族の社会の特性として、親族集団の相互関係ないしは親族集団の ornaments を中心とした集団間の相互関係、すなわち、村落の形成および村落が統合して形成する複合村落 (Kampong Complex) および慣習共同体 (Adatgemeenschap)、あるいは、Chabot が指摘した信仰共同体 (Vereringsgemeenschap) の形成、さらに慣習共同体あるいは信仰共同体の地域的な ornaments による統合体としての部族国家の形成の各段階における集団形成が、ornaments とそれにかままるアダットによって結合されている。このことは他のインドネシア種族の場合よりも固有的なものを強く残存していることを意味するのである。このことは、マカッサル・プギス族がその種族的な心理として封鎖的排他的傾向を形成した素因となっている。

(注3) H. Geertz, "Indonesian Cultures and Communities", R. Mcvey ed., *Indonesia*, pp. 25~30.

(注4) Th. Pigeaud, *Javaanse volksvertoningen*, 1938, pp. 347~349, 477~478.

(注5) B. ter Haar, *Beginnselen en Stelsel van het Adatrecht*, 1950, p. 43.

(注6) R. Kennedy, *Field Notes on Indonesia, South Celebes, 1949~1950*, 1953.

(注7) H. Th. Chabot, *Vörwantschap, Stand en Sexe in Zuid-Celebes*, 1950.

(注8) A. J. A. F. Eerdman, P. J. Koorman, H. J. Fredericy, V. Ekorn, C. Nooteboom, O. M.

Goedhart, etc.

(注9) H. Th. Chabot, *op. cit.*, p. 16.

(注10) H. Geertz, "Indonesian Cultures and Communities," R. McVey ed., *Indonesia*, p. 65.

(注11) C. Geertz, "Religious Belief and Economic Behavior in a Central Javanese Town", *Economic Development and Cultural Change*, Vol. IV, No. 2, Jan. 1956, p. 138.

## II 前植民地期(1905年まで)のマカッサル・ブギス族社会の固有の構造

### 1. 政治構造

17世紀に香料貿易の中継地点として南スラヴェシのマカッサル港に着眼したオランダ植民地勢力が、その領有のためにゴア(Gowa)の首長との間に戦争状態が出現してから1905年のいわゆる倫理政策による植民地統治の出現までの間の南スラヴェシは、マカッサル・ブギス族対オランダの武力闘争と種族間の闘争に終始していたとすることができる。この二面的な武力闘争によって種族社会はきわめて徐々に変容をしていったのであるが、なお強く固有の諸関係を温存していた。オランダ植民地勢力が徐々にその征服地を拡大しながら、種族の固有の政治的社会的構造に修正を加えていったのであったが、1905年以後、対オランダ全面服従の関係を承認するまでの種族の政治的社会的構造は、ほぼかれらの伝統的な要素を温存したと考えられる。

この時期における南スラヴェシのマカッサル・ブギス族社会は、前節で述べたようなornamentsを中核としその保有者を中心とした共同体および共同体の複合体としての部族国家を形成していた。

この両種族社会の政治構造は、親族集国の結合体としての村落(Kampong)を底辺として、村落の地縁的結合体としての村落連合あるいは慣習共同体、さらにその結合体としての部族国家(Rijkje)の

三段階の構造が基本的であった。そしてこの政治構造はornamentsの保有者とその首長とし、それを補佐するものによるHadatと呼ばれる行政機関によって構成された。首長は一般にマカッサル族はKaraeng、ブギス族はAroengといふかれらの地位を表象する称号を用いた。

これらの部族国家の規模は比較的小規模な慣習共同体の連合体であるfederatieから、Gowa, Boneの両部族国家のように、このfederatieの複合体にいたるまで大小さまざまであり、その数は約20といわれた。これらの慣習共同体、すなわちGaoekangを中心とした組織を、Gaoekang制(Gaoekang stichting)とオランダ人は定義することはすでに述べた。

部族国家<sup>(注12)</sup>が慣習共同体であるGaoekang共同体の連合体であることについて、EerdemanはBoneを例にあげてつぎのように説明している。

「Bone(発生的には若干の部落にすぎなかった)はPalakka, Tjiatta, Timoeroen, Mampoe等の部族国家から形成された。これらの部族国家は固有の王により固有の法と慣習に従って統治された。一般的な国家的利害の場合、すなわち全Boneの利害に関してだけPalakka, Tjiatta, Timoeroen, Mampoe等のPalili(王)はAroem Pone(Boneの王)に臣従する」<sup>(注13)</sup>。

R. Kennedyの*Field Notes*によるとBoneは村落民を底辺として、その上部に31人のKepala Wanua(郡長)がおり、その上部に7人の侯がおり、その上に2人のTomakakaがおり、頂上にRadjaがいたと述べている<sup>(注14)</sup>。Boneに西隣する部族国家Wadjoは小部族国家の典型的な連合国家(federatie)の形態をもっていた。

### 2. 部族国家における階層と身分制

マカッサル・ブギス族の部族国家は首長が為

政者であり、その地位は部族内で何者にも犯されることのないものであった。首長はその所有する ornaments のもつ「ものがみの」性格からいかなる法にも拘束されることはないのである。したがって首長はその統治する国の無制限の支配者として部族民に臨んだ。行政については部族の長老あるいは家族によって構成される Hadat 会議によって補佐された。

この首長を頂点とする支配階級は同族婚によって結合して、被支配階級との間に通婚が原則的には認められていなかった。このことからマカッサル・ブギス族社会においては身分関係が比較的強いことをみることができる。Chabot はこのことからこの社会を身分的社会 (Standen Maatschappy) と定義している<sup>(註15)</sup>。

この身分制は基本的には支配階級である貴族 (Adel) と被支配階級である民衆 (Volk) に大別された。一般にはオランダ慣習法学者による分類では、王の親族によって構成される adel、つぎにいわれる自由民 (Vrijen) である taoe maradeka、第3に奴隷 (Slaven) である Ata の三つの基本的身分があった。このような三基本身分制は部族国家によって異なるが、さらに数次の身分の区分が存在した。この分析については、H. J. Friedericy による研究<sup>(註16)</sup>あるいは J. Mallinckrodt による研究<sup>(註17)</sup>などの代表的な論文が存在する。

身分関係がさらに親族集団に結びついてマカッサル・ブギス族社会の共同体的結合をより強いものとしていた。この関係は後述する種族社会の近代化過程において、また国家統合の過程においてその阻害要因の一つとして作用したのであった。

そして上述の三基本身分の再分化による各身分層の層の厚さは、貴族において特に著しいのがマカッサル・ブギス族の特徴の一つであろうが、こ

の貴族階級の層の厚さは部族国家とその下部構造における Wonoea, Kampong における下部支配者との間の従属関係を強固にした。しかも「階級と身分についてマカッサル・ブギス族の間に存在する考え方について、自由民と奴隷は貴族の魔力と段階的な地位を信じている」<sup>(註18)</sup>と R. Kennedy が述べているように、貴族のもつ ornaments のものがみのな力を無条件に信仰し、さらに身分的な従属関係を盲信した。Chabot はこの貴族と非貴族の間の関係について貴族身分は他の身分の集団よりもこの特殊的指標をより多くもち、ある場合におけるかれら固有の指標は他の身分のものへの適用が慣習によって禁じられていた。貴族の特殊的指標は身分的特権として行使されたのであった、と述べている。

さらに、Kennedy の指摘した自由民対貴族の関係について、それは、自由民が貴族ほどに明確な集団意識をもたなかったために従属関係がうのみにされたこと、また、支配者の貴族が ornaments を中心として形成する部族国家の経済的社会的な諸機能の担い手としての自由民が貴族に対して奉仕する意識をもったこと、によって維持された。

奴隷 (Slaven—Ata) の存在はマカッサル・ブギス族の特性であり、インドネシアの他の種族が比較的早くその痕跡をとどめなくなったのに反して、オランダ植民地政府によって1900年代にはいつて廃止されるまで存続した。

マカッサル・ブギス族の奴隷発生の原因として、部族国家間の戦争、人身誘拐および裁判の三つを Friedericy はあげている<sup>(註19)</sup>。

しかしながら、この奴隷が正しく奴隷というべきか否かについては議論がある。Ata を Slave とオランダ語訳したのはオランダ人の宣教師であり、また民族学研究者として、19世紀末に多くの

業績を残した B. F. Matthes であった。この訳については他のオランダ人法学者、社会学者はこれを妥当なものと認めている。しかし、Matthes は Ata について Slaaf (奴隷), Dienaar (召使), Onderdaan (従属民) と 3 とおりの訳を行なっている。この三つの訳がそれぞれの概念を異にすることはいうまでもない。Ata を奴隷と訳した場合、共同体内の最高の社会階級である王族に属する宮廷奴隷を考えると妥当であろう。Ata に属する民衆は正規の社会的ヒエラルヒーのなかには組み込まれなかったようである<sup>(注20)</sup>。

### 3. 部族国家における首長と土地所有

ornaments を中核とする部族国家における土地所有は特殊な性格をもった。土地および水の処分権 (beschikkingsrecht) は ornaments に属した。処分圏 (beschikkingskring) の境界は居住地域に限られた。個人的土地所有はほとんどみられず, ornaments grond が大規模に存在し, ornamentschap に所属する農民による賦役 (Heerendienst) によって耕作された。さらに ornamentschap としての adatgeents meenschap の首長と役職者のための職田 (Poesakavelden—Ambtsgrond) が存在した。この職田の耕作も共同体内農民の賦役によった。未開墾地、荒蕪地に対する処分権も ornaments に属した。

土地所有に関連して、共同体とその成員である個人の土地および作物に対する関係について、Friedericy はこれを “magische verhouding” ととらえている<sup>(注21)</sup>。これは前述の ornaments のもつ magic power と土地、作物との関係から規定したものである。

以上きわめて概括的であるが、南スラヴェシ社会は、他のインドネシア諸種族と多分に異なり、ornaments の magic power によって強く規制される共同体から構成され、最高の ornament の所

有者を首長とする部族国家を形成していたのであった。このことから慣習法学においても南スラヴェシ社会を他の社会と区別した一つの類型として取りあつかったことはすでにのべた。

(注12) 部族国家からオランダ植民地下の自治領あるいは直轄領の慣習共同体に変容した後における政治的、社会的、経済的調査について、オランダ人、特に、ライデン大学で植民政策学を修め、現地の行政官に就任した人たちによる業績が多い。ことに、O. M. Goedhart の実態調査報告は、Adatrechtbundels の第31巻および第36巻に発表された。主として南スラヴェシ南部の直轄領に関するものである。若干あげると、*De Inlandsche Rechtsgemeenschappen in de Onderafdeeling Boeloekoemba* (1920), *De Inlandsche Rechtsgemeenschappen in de Onderafdeeling Pangkadjene*, (1920) がある。このほか A. S. L. Spoor による *Grondenrecht en Inheemsche Rechtsgemeenschappen in de Onderafdeeling Maros* (1926) がある。

(注13) A. J. A. F. Eerdeman, *Algemeene Geschiedenis van Celebes*, 1922 (Manuscripts), p. 43.

(注14) R. Kennedy, *op. cit.*, p. 94.

(注15) H. Th. Chabot, *op. cit.*, p. 78.

(注16) H. J. Friedericy, “De standen by de Boegineezen en Makassaren”, *Bijdragen Tot de Taal, Lande-, en Volkenkunde van Ned-Indië*, Deel 90, 1933.

(注17) J. Mallinckrodt, “Gegevens over Mandat en Andere Landschappen van Zuid-Selebes”, *Adatrecht Bundels*, XXXVI.

(注18) R. Kennedy, *Field Notes on Indonesia. South Celebes, 1949~50*, 1953, p. 164.

(注19) H. J. Friedericy, *op. cit.*, p. 547.

(注20) H. Th. Chabot, *op. cit.*, p. 114.

(注21) H. J. Friedericy, “Ponre, Bijdrage Tot de kennis van adat en adatrecht van Zuid Celebes” *Bijdragen Tot Taal, Lande, en Volkenkunde van Ned-Indie*, Deel, 89, 1932, pp. 7~17.

## III 植民地支配下における南スラヴェシ政治社会構造の変容

きわめて概括的に述べた南スラヴェシのマカッ

サル・ブギス族の ornaments を中心とした伝統的な政治社会構造は、17世紀の初めに開始され漸次拡大していったオランダの植民政策——国際香料貿易の中継・集荷地点としてのマカッサル港占拠と、ロッテルダム城の拠点設定から南スラヴェシの植民地化政策への展開——は、20世紀にはいって本格的に変容の過程にはいり、1938年にオランダ的修正をうけた姿を示し、1942～45年の日本軍の占領政策によってさらに強い変容を示した。

### 1. オランダ植民政策と南スラヴェシ種族社会

オランダの南スラヴェシ植民地化は1825年のボネ戦争の成功を契機として武力征服を基調として展開された。武力征服政策に対するマカッサル・ブギス部族国家群の反抗は断続的に1906年にオランダが倫理政策に基づく懐柔政策に転換するまでつづいた。この間南スラヴェシの南端部を占めていた部族ゴアの打倒にあらゆる努力を集中して、1906年にはついに部族国家を倒してオランダの直轄領とした。さらにゴアにならぶ強大な部族国家ボネに対しても併行的に軍事行動をくりかえした。前述の1825年のボネ討伐以来、1859年討伐、1905年討伐と3度にわたる武力行動を行ない、首長を流刑にして直轄領化を行なった。ゴア、ボネを制圧することにより南スラヴェシを平定可能と考えた植民地政府に対し、その他の各部族国家はその主権を承服せず各地で不安と騒擾を起こした。このことから南スラヴェシは「騒擾地帯」の指定が行なわれ、1908年5月に民政に切りかえられるまで軍政が継続されたのであった。

この対植民地化武力抗争のために、部族国家はインドネシアの他の地域におけるように抵抗したものは武力によって掃蕩され、廃絶される運命にあった。しかし、倫理政策への転換は、南スラヴェシの諸部族国家の運命を救い、南部にあるゴア

を除いて、慣習的行政を尊重した自治領体制への編成替えが行なわれた。ゴアはそれを形成していた旧小部族国家を単位とした慣習共同体 (Adatgemeenschap) に細分され、1824年総督令によって直轄領に編入された。

オランダ植民政府の自治領体制の実施によって部族国家はオランダ政府との間に契約を締結して同盟関係をむすび、さらに1914年以降は手続きを省略して、簡易宣言 (Korte Verklaring) によって、自治領首長が対植民地政府服従宣言を行ない、政府がこれを承認する形をとった。これと同時に、以前「契約」によって規定していた統治関係事項については、政府が制定した統治細則としての自治領条例 (Zelfbestuurs Ordonantie) によって植民地政府からの規制としての法律化を行なった<sup>(註22)</sup>。これを契機として旧部族国家は自治領として植民地体制の一環として組みこまれた。

支配体制におけるこの大きな変化が社会構造に及ぼした影響は、支配の二重構造として、ヨーロッパ人行政における地方行政、植民地軍、警察の三位一体的支配体制の強化、このアンチテーゼとしての首長の絶対的な ornaments に基づく権限の縮小、権威の低下、の二つの基本的な作用によって漸次現われた。首長の権限の縮小については、部族国家体制当時に部族国家を構成する小部族国家、およびさらにその構成部分としての下部統治機構たる Wanoea, Anawanoea のそれぞれの段階の首長の任免権が、植民地政府の任免権に切り替えられたことに端的に現われた。その他自治領条例の規程の整備によって、警察権、裁判権を慣習法によって規定されるものみに限定することが明文化された。

村落組織に対する植民地体制のインパクトは ornaments を中核とした血縁的結合による共同体

を単位とする村落 (Kampong) 組織の単位法人格を認めず、数カ村を合併して村落複合体 (Dorps Federatie) を形成させ、これに法人格を与え、これを構成する村落の数人の村長のなかから1人の村長をえらび、植民地政府の支配下におくという変容をもたらした<sup>(注23)</sup>。このように、自然発生的な ornaments を中核にそれを祭る中核村民 (Kern Dorper) によって形成された村落の植民地行政による人為的な併合は、他の外島諸地域においてもみられた。これらの複合村落に対しては、外領村落条例 (Dors Ordonantie) による制約が慣習的な村落行政の規制の上に加えられたのであった。

直轄領と自治領によって、オランダ植民地行政の加えた制約の程度には差異はあったが、固有の行政組織に対しては間接統治の名において実質的な植民地支配の一本の線が貫かれたのであった。

このような制度的な植民地支配の浸透はあったが、共同体社会内部における組織に対してはいわゆる Adat (慣習) と Hukum Adat (慣習法) を温存した。ことに身分制については慣習を十分に尊重する政策がとられた。したがってこの固有の身分制の尊重が、植民政策における民族社会に対する divide and rule の基本であった。すなわち、固有の伝統的支配者の藩屏としての貴族階級を植民地政府の地方行政の担い手として、自由民以下の大衆と区別して優遇することによって、かれらを通じての間接統治を貫徹していった。

## 2. 民主主義思想の波及と固有の伝統的民族社会

しかしながら、このように慣習による固有の伝統的な支配構造が強力に存在した地域においても、1910年以後の植民地インドネシアにおける植民地主義に対抗する民族主義の台頭に対しては植民地政府は敏感な反応を示した。

ジャワを中心とした全インドネシア的民族主義の思想と運動には、初期において、二つの潮流が存在した。その一つはインドネシア民族主義運動 (Indonesische-Nationaalistische Beweging) であり、その2は人種・種族的、宗教的、経済的性格あるいは一般的性格の近代精神の潮流 (Modern Geestesstroomingen van Raciaal-ethnischen, Religieuzen, Economischen of Universeelen Aard) と、J. Th. Petrus Bumberger が指摘しているところのものである<sup>(注24)</sup>。この二つの異なる政治思想の存在は、植民地主義対民族主義の対抗関係に対して、民族主義対地域主義の対抗関係を形成した。インドネシア民族主義運動におけるこの後者のパターンの存在は民族主義者対伝統的支配権力に依存する地域主義者の対抗となつたところに大きな意義をもち、それがこの時期以後の民族国家形成における矛盾の一つとなって現われた。

南スラヴェシでは、この地域主義意識がかれらの固有の社会構造とむすびついて特に顕著に現われた。さらにこの地域主義的な意識にむすびついた運動は、この地域の特殊性を示すものであった。この地域主義運動は Petrus Blamberger の規定する第2のカテゴリーに属する運動である。植民地政府官吏の政治状況報告は、このカテゴリーにはいる運動をつぎの二つのカテゴリーに分類している<sup>(注25)</sup>。すなわち、(1)社会的宗教的団体 (Sociaal Godsdienstige Vereenigen) 運動、(2)保守的土着的運動 (Oude Inheemsche Beweging) である。

以下民族主義運動と地域主義運動について、その具体的な活動を、上にあげた植民地政府官吏の政治状況報告に基づいて述べてみたい。

### (1) 民族主義運動

ジャワ、スマトラを中心とした初期の民族主義運動は1926～27年の共産主義暴動の失敗を契機と

して、その段階を終わった。この時期における南スラヴェシにおける民族主義運動はジャワからオルガナイザーが現われて組織に着手した場合と、地場における独自の組織がジャワのそれに結合した場合、の二つがあった。しかしながら実際の活動にはいったのはインドネシア民族主義運動の第2期である1930~41年と考えられる。

Caronの*Memorie*によると、かれの在任中の民族主義運動の情勢について、Partai Sarekat Islam Indonesia—P. S. I. I. は、運動への加盟が「租税と賦役からの自由とオランダの主権からの解放」の宣伝によって大衆をひきつけ党员を増加した、と述べている(註26)。これは当時の各地の民族主義運動の現象として一般的にみられるところで、R. van Niel(註27)もかれの著書のなかで1910年代のジャワにおけるSarekat Islamの農村への浸透の過程における宣伝の空転を指摘している。Caronの報告によると、「1930年にP. S. I. I. はオランダ領インドの主権を継承するであろう。それによりすべての土着民首長は斬首されよう」といった(註28)、政府の協力者である伝統的支配者に対するあからさまな敵意を表面に出したこともあった。

南スラヴェシに支部組織をもった民族主義団体は、上述のP. S. I. I.のほか、Partai Indonesia (P. I.), Pedidikan Nasional Indonesia (P. N. I.), Parindora (Partai Indonesia Raja)が1930年から1936年の間に支部組織をもった。しかし、その活動はジャワに比して積極的でなかった。

## (2) 地域主義的運動

地域主義的運動は、上述のPetlus Blumbergerの定義にもみるように、人種的、宗教的、経済的あるいは普遍的性格の現代的精神的傾向と、植民地行政官が定義する保守的土着的運動の二つの流れがあった。

### (a) 人種的、宗教的、経済的あるいは普遍的性格の現代的精神的傾向

このカテゴリーにはいる運動はスラヴェシの地域的利害を代表し、他面において民族主義を促進する二面的性格をもった。Caronはこのカテゴリーの運動としてPerserikatan Selebesをあげ、その「目的と努力はセレベスの民族の友好と民族主義の促進である」(註29)と述べている。そしてその党员もスラヴェシ全域の種族を包含した。このような種族的、地域的利害と民族主義促進を並列的に活動目的とする各種族の組織としては、Serekat Ambon, Serikatan Selebes Selatan, Persatoean Minahasa, Molaksch Politiek Verbond, Timorsch Verbond等が南スラヴェシの首都マカッサルに本部または支部をおいた。

以上の民族主義、地域主義的政党はPetlus Blumbergerの指摘するように、1905年の倫理政策に基づく西欧教育をうけた伝統的支配者あるいは貴族階級の子弟がその指導的な役割を果たした。

### (d) 保守的土着的運動

前述の運動が西欧的教育をうけた青年層の反植民地主義と民族主義の思想に支えられたものであったのに対して、非西欧的、保守的、土着的な運動は地域主義的であり、ことに農村地域における保守的、反西欧的意識の強い、また神秘的な傾向の強い、いわゆる庶民的な運動であった。この種の運動として最も大きかったのはKaraeng Data運動であった。この運動は農村地帯における村落内の相互扶助および賦役・租税に対する拒否を中心とした反植民地政府運動であった。この種の運動としては、Madoesila運動、Andi Matola運動、Sattoe Gandhi運動、Solino運動、Salobrani運動、La Doeppa運動とよばれる、各地に頻発した局地的な農民の反植民地政権および反伝統的支配者を

標榜する抵抗運動が存在した<sup>(註30)</sup>。

これらの運動は上述したように西欧的、近代的な民族主義的思想、社会主義的思想の流入から発生したいわゆるインドネシア民族主義とはまったく無縁のものであった。それらは、1905年のいわゆる倫理政策への政策転換が行なわれたのちのインドネシアの植民地政策に対する、素朴なマカッサル・ブギス族の反発であった。この運動は源流的には1905年以前の植民地化への抵抗運動がその発端の一部であったが、伝統的支配者が植民地支配体制の担い手に組みかえられたのちにおいては、かれらからは離れた農民の抵抗運動であった。

### 3. 社会的宗教的民族運動

インドネシアにおける民族主義運動の一方の担い手であった、イスラーム信仰を基調とした民族運動は、上述の世俗的な運動よりも強い影響力を民衆に及ぼした。Moehammadijah, Assirat-Az-Moestakim, Persatoean Perkoempelan Oemmat Islam の運動は、南スラヴェシのイスラーム世界において特に強い影響力をもった。

Moehammadijah は Java を本拠として外島各地にその影響力を及ぼした。Moehammadijah のもつ近代的性格は、南スラヴェシのように世俗的首長が宗教的首長としても権力をもつ地域において、これと対抗する存在となり、両者の間の紛争が頻発したことは、Caron あるいは Zwaal の行政報告に現われているところである。

### 4. 民族運動の浸透とその固有的伝統的民族社会への影響

1910年以後のジャワ、スマトラにおける民族主義運動はその他の地域に対してもしだいに浸透し、南スラヴェシにおいては植民地政府に対する非協力と消極的抵抗を行なうと同時に、固有的伝統的支配構造に対しても否定的な行動と発言を行

なった。これと併行して農民による抵抗運動も各地に頻発して、固有的伝統的民族社会における慣習に基づく種族的結合を、微弱ではあったが、崩壊させる力となった。しかしながら、他の地域に比して、この崩壊作用の加速化を食い止めたのはやはり ornaments を中核とした共同体的結合と身分制の強固な残存がその主要因であった。

身分制の最下位であった奴隷制は、1908年以後の植民地政策によって実質的に廃止され、その痕跡を残すだけとなった。しかしながら村落内における身分制に基づくヒエラルヒー、特に貴族の地位の低落は、植民地政府の政策によって、実質的なものから名目的なものへと変容する過渡期にはいった。この問題についての実証的な調査は非常に少ないが、植民地支配体制の末期における一地方のケース・スタディとして P. S. J. Ablj の Wadjo 分県における実態調査があるので、これに基づいて、身分制の分解と貴族の社会的地位の相対的低下について述べてみたい。

P. S. J. Ablj は Wadjo 分県（これは Wadjo 自治領の領域である。したがって自治領内の伝統的支配体制下の村落行政の問題である）の村長の出身身分についての調査を行なった<sup>(註31)</sup>。つぎの第1表にみるように、村長全員のうち貴族階級に属するものは44.5%で、その他の貴族以外の自由民が55.5%を占めている。このことは歴史的に ornaments の保有者が村落首長となる慣習が破られていることを示すものであった。このことはかれらの本来の職業からもうかがえる。すなわち、

	農民	漁民	商人	副村長	書記・マン ドール等
保有者数	114	8	30	71	13
比率(%)	48.3	3.4	12.7	30.1	5.5

となっている。この農民の場合地主層であること

は想像されるが、身分的分布については資料を示していない。しかしながら、郡長以上の役職は貴族によって占められていた。この貴族階級の崩壊は、1945年以後にまたねばならなかった。

第1表 ワジョ分県郡別村長の出身身分からみた分類

郡名	出身身分			
	現または前郡長、親族または自治領首長親族	高身分出身者(アデル)	中流身分出身者(アデル以外)	低身分出身者
Sengkang	3	1	6	—
Tempe	1	—	6	3
Tantjoeng	4	—	11	—
Lowa	2	—	5	—
Anaboea	6	—	6	—
Belawa Aloea	6	—	6	—
Belawa Orai	1	—	8	—
Gilireng	8	3	—	—
Roempia	3	3	—	—
Paria	12	—	3	—
Akotengang	5	—	14	—
Penrang	5	—	5	—
Peneki	1	4	5	—
Bola Lempong	7	—	7	—
Tosora	3	—	2	1
Pamana	4	2	12	6
Wage	1	4	3	—
Oegie	3	—	3	—
Lioe	2	—	2	—
Pitoempanoea	11	—	17	—
計	88	17	121	10
比率 (%)	37.3	7.2	51.2	4.3

### 5. 伝統的社会における身分の相互関係

マカッサル・ブギス族社会を規制する身分制はかれらの社会生活における相互関係を強く支配している。社会関係における婚姻に現われる身分の高下による禁忌の存在、政治関係における前述のような ornaments と身分制のからみあった Radja と貴族を中心とする基本的な支配体制、また裁判、ことに慣習法裁判の関係における身分差による量刑、あるいは経済関係における作物に対する Radja の特権と自由民の賦役、貢租義務、最後にイスラムのヒエラルヒーにおける Radja と自由民た

る僧侶との関係、等に現われる身分関係の強い作用は、慣習に関するかぎり温存された(注32)。しかしながら植民地法と植民地行政による、身分制を否定する西欧的制度の導入は、身分による特権の削減あるいは西欧的制度への変更によって、直接的間接的に身分的相互関係を弱体化した。しかし、この弱体化は日本軍政のインパクトによってさらに促進された。それが独立闘争の5カ年間を通じて民族内部への民族主義の強い浸透が民族社会内部の慣習的緊縛の自壊作用を開始する方向へ転ずるのである。このことについては次章以下で述べる。

(注22) これは1914年に制定され、1927年、1938年と2度の改訂が行なわれた。

(注23) R. Kennedy, *op. cit.*, p. 94.

(注24) P. Th. Petrus Blumberger, *De Nationalistische Beweging in Ned-Indie*, 1931.

(注25) L. J. J. Caron, *Memorie: 1929~1933*, p. 7.

(注26) *Ibid.*, p. 7.

(注27) R. van Niel, *The Emergence of the Modern Indonesian Elite*, 1960.

(注28) L. J. J. Caron, *op. cit.*, p. 8.

(注29) *Ibid.*, p. 14.

(注30) J. L. M. Zwaab, *Memorie, 1933~38*, pp. 19~25.

(注31) P. S. J. Ablj, "Het Kampongsbestuur in de Onderafdeeling Wadjo (Celebes en Onderhoorigheden)", *Koloniaal Tijdschrift*, XXVII, 1938, pp. 531~553.

(注32) H. J. Friedricy, "De standen bij de Boegineezen en Makassaren", *Bijdragen tot de Taal-, Land-, en Volkenkunde van Ned-Indie*, Deel 90, 1933, pp. 555~580.

(調査研究部専門調査員)